

震災対策編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒等や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

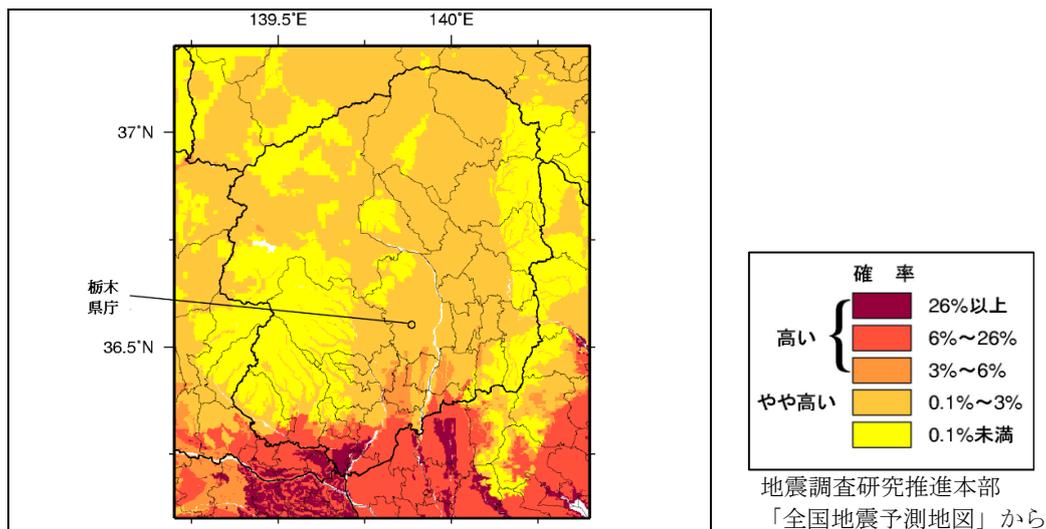
第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

風水害対策編第1章第1節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

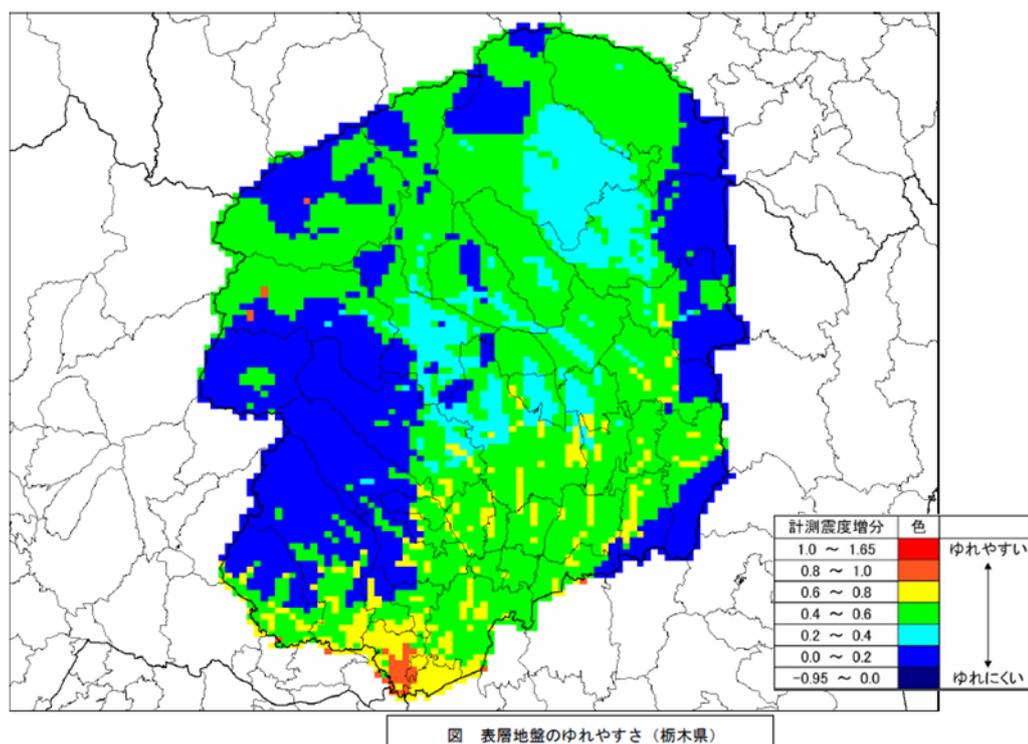
(1) 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価されていることから、住民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。



(2) 地盤の揺れやすさ

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）によれば、栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地ではゆれやすくなっており、自分の住む場所がゆれやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておく必要がある。



2 防災知識の普及啓発推進

(1) 普及啓発活動

① 住民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページの「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

② 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、(一財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」を活用する。

③ 消防団員、防災士等による指導

家具の転倒防止、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動の普及を図る。

⑥ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市及び県は、インターネット等 I C T 技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

① 防災とボランティア週間 (1月15日～1月21日)

② 全国火災予防運動実施週間 (春：3月1日～3月7日 秋：11月9日～11月15日)

③ 山地災害防止キャンペーン (5月20日～6月30日)

④ がけ崩れ防災週間 (6月1日～6月7日)

⑤ 土砂災害防止月間 (6月1日～6月30日)

⑥ 防災週間 (8月30日～9月5日)

⑦ 雪崩防災週間（12月1日～7日）

⑧ とちぎ防災の日（3月11日）

第2 児童生徒及び教職員に対する防災教育

風水害対策編第21節第1の3に準ずる。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

風水害対策編第1節第3に準ずる。

第4 職員に対する防災教育

風水害対策編第1節第4に準ずる。

第5 防災に関する調査研究

風水害対策編第1節第5に準ずる。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

風水害対策編第1節第6に準ずる。

第7 言い伝えや教訓の継承

風水害対策編第1節第7に準ずる。

第8 職員向け災害救助法等の研修への参加

風水害対策編第1節第8に準ずる。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

風水害対策編第1章第2節第1に準ずる。

第2 個人・企業等における対策

風水害対策編第1章第2節第2に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

1 住民個人の対策

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 震度、マグニチュード等の知識
- イ 過去に発生した地震被害状況
- ウ 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

(2) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

第3～第8

風水害対策編第1章第2節第3～第8に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

第1 消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

その他については、風水害対策編第1章第3節に準ずる。

なお、震災対策の総合防災訓練には、消火訓練及び土砂災害にかかる防災訓練を追加する。

第4節 避難行動要支援者対策

風水害等対策編第1章第4節に準ずる。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編第1章第5節に準ずる。

なお、「被災宅地危険度判定」は「震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定」と読み替える。

第6節 震災に強いまちづくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

風水害等対策編第1章第6節第1の1に準ずる。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

風水害等対策編第1章第6節第1の2の(1)に準ずる。

(2) 防災機能を有する施設の整備

風水害等対策編第1章第6節第1の2の(2)に準ずる。また、震災対策においては、特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。なお、施設については、本章第16節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

(3) 火災に強い都市構造の形成

市、県等の関係機関は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

(4) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

風水害等対策編第1章第4節第4のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

風水害等対策編第1章第6節第1の3に準ずる。

4 火災延焼防止のための緑地整備

市及び県は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

5 分散型エネルギーの導入拡大

風水害等対策編第1章第6節第1の4に準ずる。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

地震に起因するがけ崩れ、山崩れ等を防ぐため、風水害等対策編第1章第6節第2に準じて、実施する。

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

市は、この計画に基づき計画的に施設、設備等の整備事業を行い震災に強いまちづくりを推進する。

第7節 地盤災害予防対策

土砂災害、宅地造成地災害、軟弱地盤に係る計画的な予防対策及び被災宅地危険度判定制度の整備を実施する。

第1 斜面崩壊防止対策の推進

地震に起因する土砂災害から、住民の生命・財産を保護するため、風水害等対策編第1章第6節及び第7節のとおり、市、県及び国の各所管省庁は、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の適切なハード対策を推進するとともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施する。

第2 宅地造成地災害防止対策等

風水害等対策編第1章第7節第3に準ずる。なお、「豪雨・長雨等」は「地震」と読み替える。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

1 大規模盛土造成地

県は、公表した大規模盛土造成地について、市と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

風水害等対策編第1章第7節第4に準ずる。

第4 軟弱地盤対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

県は、市が実施する液状化マップ作成・公表に向けた取組が円滑に進められるよう支援を行う。

第8節 農林水産業関係災害予防対策

風水害等対策編第1章第10節に準ずる。

第9節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備

地震観測体制等の適切な整備を図るとともに、各地震情報に対する住民への普及・啓発に努める。

第1 宇都宮地方気象台の対策

1 観測及び情報伝達システム

宇都宮地方気象台は、気象庁が設置している計測震度計に対し、適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行う。また、県及び関係機関に地震情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

2 気象庁の発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	地震発生から約10分後に発表。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

3 緊急地震速報の普及・啓発

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について住民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

気象庁が発表する緊急地震速報の種類

種類	発表する条件	内 容
緊急地震速報 (警報) (地震動特別警報) (地震動警報)	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は長周期地震動階級3以上と予測され、栃木県に震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名。 震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。
緊急地震速報 (予報) (地震動予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。(機器制御などの高度利用者向けとして提供)	地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震の規模(マグニチュード)の推定値。 1 予測される最大震度が震度3以下 (1) 予測される揺れの大きさの最大予測震度 2 予測される最大震度が震度4以上又は長周期地震動階級3以上 (1) 地域名 (2) 震度4以上又は長周期地震動階級3以上の地域の予測震度 (3) 大きな揺れ(主要動)の予測到達時刻

4 「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行うことから、発表時の住民等の防災対応について普及啓発に努める。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	情報発表条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 1 南海トラフ地震の想定震源域及び海溝軸外側50km程度の範囲内でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く） 2 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 3 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	1 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い場合は除く） 2 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	3 （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

5 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について

気象庁は、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺で Mw7.0 以上の地震が発生し、大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっている際に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表を行うことから、発表時の住民等の防災対応について普及啓発に努める。

第2 県の対策

1 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、県内各地の地震情報（検出時刻、計測震度、震度階級、長周期地震動階級、最大加速度等）をリアルタイムに把握し、その情報を基に被害が予想される地域、規模等の推定を行うことにより、早期の応急対策を実施する体制を確立するため、「栃木県震度情報ネットワークシステム」の適切な維持管理に努める。また、計測震度計の設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行うとともに、非常電源の確保や通信回線の強化など、災害時においても迅速かつ的確な運用が図れるよう、周辺設備の環境整備に努める。

2 緊急地震速報伝達体制の整備

県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

第3 地震情報等の伝達

市は、災害に結び付くと思われる地震情報等については、次の手段をとって関係住民への周知に努める。

- 1 防災行政無線、防災Infoなすからすやま、市防災行政情報メール
- 2 広報車（市職員、消防職員、消防団員、警察官）
- 3 行政区、自主防災組織等への連絡
- 4 市ホームページ
- 5 ソーシャル・ネットワーキング・サービス

第10節 情報通信体制の整備

風水害等対策編第1章第12節に準ずる。

第11節 避難体制の整備

避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を住民に周知する。

第1～第5

風水害等対策編第1章第13節の第1～第5に準ずる。

第6 帰宅困難者対策

1 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

市、県、県警察、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。なお、同会議は、県が主宰する。

2 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する対策を実施する。

(1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ① 従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ② 従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ③ 従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

(2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

(3) 住民等への周知

市は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知するとともに、(1)及び(2)の取組について企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、所管施設や関係施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。また、市は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導について、鉄道事業者や県警察、消防機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備する。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、市に対して必要な支援を行う。

5 徒歩帰宅者への支援

県は、協定を締結した民間施設に対して、災害時帰宅支援ステーションの開設を要請し、徒歩帰宅者等へ水やトイレ、災害情報等を提供する災害時帰宅支援ステーションとして確保するなど、徒歩帰宅者の支援体制を整備する。

6 外国人への支援

市は、市の国際交流協会と連携し、外国人に多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

県及び（公財）栃木県国際交流協会は、市及び市の国際交流協会に対して必要な支援を行う。

第7 市外・県外避難者の受入

1 避難受入れ場所の確保

県は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ緊急避難場所として使用できる施設を選定しておく。

また、県は、市が市外・県外避難者の緊急避難場所として使用できる施設についてあらかじめ把握しておき、市はこれに協力する。

なお、市及び県は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

2 市外・県外避難者受入体制の整備

市外・県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が行う。

県は、災害が発生したときに迅速かつ適切に対応できるように定期的に連絡会議を開催し、市が行う体制整備を支援するほか、市外・県外避難者の発生時において次の役割を実施する。

- (1) 避難所に関する全体調整
- (2) 避難所を開設する施設の確保
- (3) 総合案内所の設置（災害対策本部事務局内、必要に応じて現地）
- (4) 避難所運営の人的・物的支援

また、県は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入居者等の受入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

3 避難場所の整備

風水害等対策編第1章第13節の第1の6に準ずるほか、県有施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第12節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

火災予防の徹底に努めるとともに、消火・救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

市、消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織である女性防火クラブ、少年消防クラブ、防災士会等の育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市、県、県警察、消防本部、自主防災組織等関係機関は連携し住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 防火管理者の育成

消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

第2 消防力の強化

1 組織の充実強化

市・消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

また、県は、航空消防防災体制を強化し、市の消防活動を支援するとともに、県消防学校の施設・設備の整備・充実を図るなど、常に消防職員・団員に対する教育訓練の充実に努める。

2 消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

また、県は市における消防施設等の整備に関する助言を行い、市の整備計画の促進に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節第3参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

3 消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

さらに、県は市における消防水利施設の整備に関して助言や各種援助を行い、市の整備計画の促進に努める。

(1) 消防水利施設の整備

市は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

市は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市及び県は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 広域的な消火応援受入体制の整備

消防本部及び県は、本章第23節第3のとおり、広域的な消火応援受入れ体制を整備する。

第3 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

本節第2の1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市・消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

県は、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材の活用を支援するため、関係機関等との災害時応援協定締結に努める。

また、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員を養成する。

3 医療機関との連携強化

風水害等対策編第1章第14節の第3に準ずる。

4 県消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

風水害等対策編第1章第14節の第4に準ずる。

5 応援受入・連携体制の整備

県及び消防本部は、本章第23節第5のとおり広域的な救急・救助応援受け入れ体制を整備する。また、同節第6のとおり、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第13節 保健医療体制の整備

風水害等対策編第1章第15節に準ずる。

第14節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第16節に準ずる。

なお、震災対策における第2の1の(1)は、次のとおりとする。

① 道路の整備

市、県、国土交通省関東地方整備局及びその他の道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

② 橋りょうの整備

市、県、国土交通省関東地方整備局及びその他の道路管理者は、被災を受けた場合に交通に重要な影響を与える橋りょうについて「道路橋示方書」（平成29年11月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

第15節 防災拠点の整備

風水害等対策編第1章第17節に準ずる。

第16節 建築物等災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第1 現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、県は令和3年3月に「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきた結果、防災上重要な県有建築物の耐震化はおおむね達成されたが、民間住宅の耐震化が課題となっている。そのため、県は耐震化の取組強化及び普及啓発に努めている。

また、平成23年3月に発生した東日本大地震において、県内市町の庁舎が被災により一時期使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、市は、防災拠点となる公共施設等の点検を行い、耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。

第2 栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）に基づく主な基づく目標及び基本的な取組

1 耐震化率の目標値設定

県は、令和7年度の耐震化目標を以下のとおり設定している。

- (1) 住宅：95%
- (2) 多数の者が利用する建築物（学校、病院、ホテル・旅館等）：耐震性のない建築物のおおむね解消
（うち、耐震診断義務付け建築物：耐震性のない建築物のおおむね解消）
- (3) 県有建築物の特定天井に係る耐震化：100%（除却予定等のある施設を除く。）

2 住宅・建築物の耐震診断・改修等の促進

市は、住宅の耐震化を促進するため、県、国の機関及び関係機関等と連携し、耐震化の普及啓発や耐震診断・改修等補助への支援等を行う。また、多数の者が利用する建築物についても、所有者等への普及啓発を行い、特に耐震診断義務付け建築物については、県は市が行う改修補助への支援（民間の学校、病院、ホテル・旅館が対象）等を行い、耐震化を促進する。市有建築物については、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落防止対策等や、非構造部材の耐震化に取り組む。

第3 民間建築物の耐震性の促進

1 安心して相談できる環境の整備

市は、県と連携して、県民が安心して相談できる環境を整えるとともに、（一社）栃木県建築士会、（一社）栃木県建築士事務所協会等と協力し、所有者等が知りたい情報の整備に努める。

2 普及啓発

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、県と連携して、耐震化の啓発パンフレットの配布、所有者に対する直接的な働きかけ、SNSを活用した情報発信や、工事現場を活用した広報に取り組む。

3 住宅の耐震診断、耐震改修等の費用助成

市は、県、国の機関及び関係機関と連携して、住宅所有者の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

4 建築物の耐震化の促進

市は、多数の者が利用する建築物について、所有者等に指導、助言を行い、耐震化の実施を呼びか

ける。また、県は、耐震診断義務付け建築物については、市が行う改修補助への支援（民間大規模建築物のうち学校、病院、ホテル・旅館が対象）等を行うとともに、所有者等に対して継続的な指導、助言を行う。

第4 公共建築物の耐震性等の強化推進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）（風水害等対策編第1章第17節参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防署、警察署、消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

2 公共建築物の耐震性の強化

応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節の第3参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

(1) 市庁舎、県本庁舎、県地方合同庁舎等の整備

市は、風水害等対策編第1章第17節のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎等の整備について、検討・調整を図ることとし、既存公共施設での運用は暫定的なものに留めながらも庁舎整備基金の計画的な積み立てを行うとともに候補地の選定を進め、耐震性の確保が十分に確保できる新庁舎の整備に向けた準備を進めることとする。

県は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う県本庁舎、各地方合同庁舎等の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

市及び県教育委員会事務局は、震災時における児童生徒等や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

① 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うとともに、国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の耐震対策に努める。

② 設備・備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、書架の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒等や教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 市営住宅

市は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、築年数の浅い市営住宅については、適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、築年数の古い市営住宅については、施設の老朽化及び入居者の状況を踏まえ、随時解体撤去を進め、将来的な用途廃止を検討する。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を

推進する。

(1) 防災設備等の整備

市、県、その他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ① 飲料水の確保
- ② 非常用電源の確保
- ③ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- ④ 配管設備類の固定・強化
- ⑤ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- ⑥ その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

市、県、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、維持管理に努める。

- ① 点検結果表等
- ② 現在の図面及び防災関連図面
- ③ 施設の維持管理の手引

第5 構造の耐震化以外の安全対策

1 天井脱落対策

市は、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準や、天井の脱落による人的な被害の危険性を所有者等に周知する。また、市有建築物においては、早期の安全化を進める。

2 ブロック塀等の倒壊防止

市は、県と連携し、ブロック塀等の安全対策について住民に対し十分な啓発活動を実施するとともに、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路において、危険なブロック塀の除去に対する支援を行う。また、一層の啓発活動のため、自治会・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀の実態把握について努める。

第6 家具等転倒防止

市及び県は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第7 石綿含有建材使用建築物への予防対策

1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

市は、平時から県と調整し、災害時の石綿露出状況等の方法を整理するとともに、情報の受入れ・伝達体制を構築するよう努める。

2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導體制の整備

市は、平時から県と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導體制を整理するよう努める。

第17節 公共施設等災害予防対策

鉄道、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1～第2 鉄道施設の対策

風水害対策編第1章第19節第1～第2に準ずる。

第3 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

風水害対策編第1章第19節第3の1に準ずる。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

市、県等の下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

風水害対策編第1章第19節第3の2の(2)に準ずる。

3 電力施設

風水害対策編第1章第19節第3の3に準ずる。ただし、震災対策においては次の事項を追加する。

② 設備の安全化対策

ア 電力施設

電力施設については、所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤など特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

イ 電力の安定供給

(7) 電力系統は、発・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。

(8) 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう操作を行うとともに、平日頃の訓練や体制を整える。

第4 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者及び県は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 砂防設備

砂防設備の管理者及び県は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

3 廃棄物処理施設

風水害対策編第1章第19節第4の3に準ずる。

第18節 危険物施設等災害予防対策

風水害等対策編第1章第20節に準ずる。

第19節 文教施設等災害予防対策

風水害等対策編第1章第21節に準ずる。

第20節 航空消防防災体制の整備

風水害等対策編第1章第22節に準ずる。

第21節 大規模災害時における応援・受援

風水害等対策編第1章第23節に準ずる。

第22節 孤立集落災害予防対策

震災時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第1 現状と課題

風水害等対策編第1章第24節第1に準ずる。

また、平成16年の新潟県中越地震や平成20年の岩手・宮城内陸地震では、中山間地域において土砂崩れ等による孤立集落が発生し、ヘリ等を使用した救助・輸送活動が行われたこと等に留意する。

第2 孤立可能性集落の実態把握

風水害等対策編第1章第24節第2に準ずる。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

市、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて耐震化を推進する。

その他風水害等対策編第1章第24節第3に準ずる。

第23節 災害廃棄物等の処理体制の整備

風水害等対策編第1章第25節に準ずる。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を実施する。

第1 職員の配備体制等

地震の震度に応じた職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、原則として次のとおりとし、震・災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 職員の配備体制

震度等	体制	災害の態様	体制の概要	配備要員
震度4以下又は長周期地震動階級2以下 (人的・住家被害がある場合)	注意体制	小規模な災害が発生したとき。	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
5弱 5強 長周期地震動階級3	警戒体制	① 中規模な災害が発生するおそれがあるとき。 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全参事・課長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
6弱 6強 7 長周期地震動階級4	非常体制 (自動配備)	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがあるとき。	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

(注) 「注意体制」における「配備要員」については、現場及び施設管理を中心とする。

(注) 震災対応においては、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生したときは、自動的に非常体制をとることになる。

2 初動体制時における決定権者

	決定者	代 決 者	
		第 1	第 2
注意体制	総務課長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警戒体制	市長	副市長	総務課長
非常体制	市長	副市長	総務課長

第2 注意体制

市は、市内において震度4以下又は長周期地震動階級2以下の地震により人的・住家被害が発生した場合、注意体制をとり、この体制に該当する配備要員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集

- (2) 被害情報の把握
 - ① 被害が発生した日時、場所
 - ② 被害の程度
 - ③ 被害に対してとられた措置
 - ④ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課（局）等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害情報に関する広報

なお、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、この体制に該当する配備要員は直ちに参集し情報収集に当たり、県、関係機関と情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民に対し、市防災行政情報メールやホームページを活用し、日頃の備えの再確認の呼びかけを行う。

第3 那須烏山市災害警戒本部の設置（警戒体制）

市内に最大震度5弱又は5強或いは長周期地震動階級3の地震が発生した場合等において、市は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

災害警戒本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 市内に最大震度5弱又は5強或いは長周期地震動階級3の地震が発生した場合（自動的に設置）
- ② 市内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- ② 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- ③ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害警戒本部の設置又は解散の公表

災害警戒本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

公 表 先	方 法	担 当
県 知 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	総 務 課
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	口頭、電話、市内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
報 道 機 関	電話、口頭、文書	〃

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、市長を本部長とし、教育長、全参事・課長、消防団長、那須烏山消防署長又は那須烏山消防署長が指名する者で構成するものとする。

3 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、災害警戒本部会議の内容は、必要な意思決定に時間を割き、単なる活動報告は書類等に取りまとめる等最小限に留める。

また、本部長は、必要があると認めるときは、災害警戒本部構成員以外の者を災害警戒本部会議に出席させることができる。

4 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

5 代決者

本部長（市長）不在時の意思決定者の順位を次のように決めておくものとする。

- (1) 第1順位 副市長
- (2) 第2順位 教育長

第4 那須烏山市災害対策本部の設置（非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期

市は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第44号）により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置の基準

災害対策本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 市内に最大震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生したとき（自動的に設置する）。
- ② 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。
- ③ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたと

き解散する。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、広報車、ホームページその他确实迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員	電話、連絡員、口頭、	総 務 課
県 須 烏 山 警 察 署	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員、口頭	〃
隣 接 の 市 町 長	電話、連絡員、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	電話、連絡員、口頭、庁内LAN	〃
報 道 機 関	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
一 般 住 民	電話、口頭、文書	総合政策課
	ホームページ、防災Infoなすからすやま、防災メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、とちぎテレビデータ放送、広報車、電話、口頭	総務課・総合政策課

2 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図は、風水害等対策編第2章第2節に掲げる別表1のとおりとする。

3 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下に定めるところによる。

運営体制については、地震災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す他、警察、消防署等に職員派遣を要請する等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

(1) 災害対策本部の事務分担

風水害等対策編第2章第2節に掲げる別表2の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

(2) 本部連絡員の任命及び責務

- ① 本部連絡員は、各課長等がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。
- ② 本部連絡員は、各課等の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて所属課長等に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

4～7

風水害等対策編第2章第2節の第4の4～7のとおりとする。

第5 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により職員の動員を行う。

1 動員体制の整備

- (1) 各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において地震災害の発生を知ったとき、又は動員

の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員

- ① 本部長（市長）が非常体制をとることを決定したときは、総務課長は、これを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。
- ② 各参事及び各課（局）長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(2) 勤務時間外、休日における動員

① 各職員の措置

休日、勤務時間外に地震が発生した場合、あらかじめ震度に応じて指名された配備要員は、速やかに市役所等に登庁し、状況に応じた適切な措置を行うものとする。

なお、配備要員以外の職員は、テレビ・ラジオ・インターネット等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

② 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に本部が設置されるため、全職員は市役所等に自主参集する。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、震度5弱又は5強或いは長周期地震動階級3でも必要と判断した場合には自主参集するものとする。

③ 参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

④ 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(7) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

(8) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

⑤ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あら

かじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により災害対策本部指示のもとと緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- ア 地震情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防本部、警察等と連絡）
- イ 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- ウ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- エ 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- オ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市役所等に参集する。 (2) 災害その他により、市役所等に参集できない職員は、指定避難所など最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を総務課長に報告する。 (3) 速やかに、分かる範囲で、可能な手段で、県（消防防災課）に報告する。
6 緊急初動班の編成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第6 緊急対策要員の派遣

風水害対策編第2章第1節第6に準ずる。なお、「特別警報が発表された場合」は「最大震度6弱以上の地震が発生した場合」と読み替える。

第7 県による支援

風水害対策編第2章第1節第7に準ずる。

第8 業務継続性の確保

風水害対策編第1節第8に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

第1 情報収集体制

風水害対策編第2章第2節第1に準ずる。

第2 地震情報の伝達

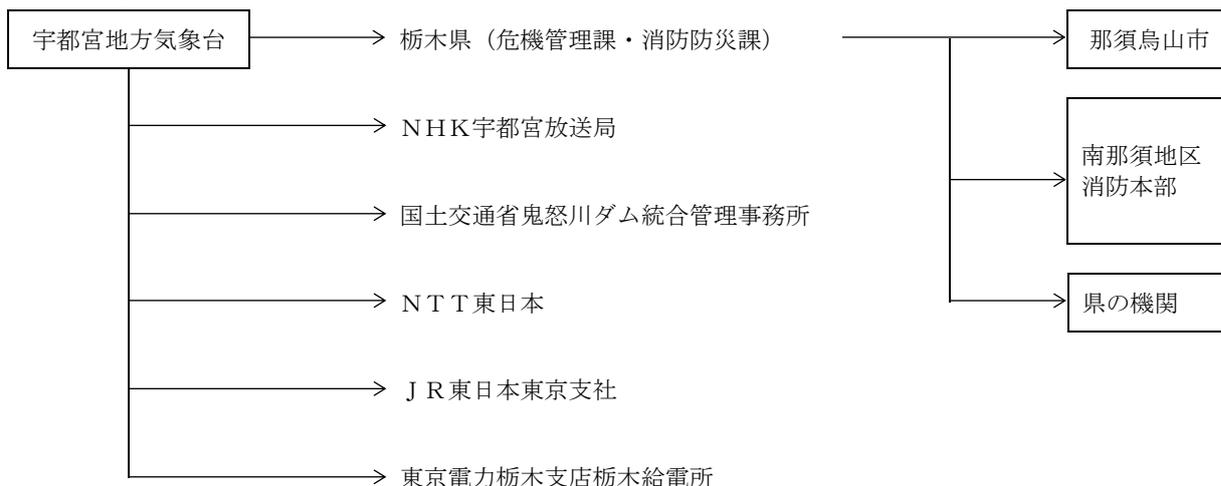
1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台及び県、(国研)防災科学技術研究所が管轄するもの)

- ① 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- ② 県内で地震による被害が発生した場合
- ③ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- ④ その他必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報等の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 住民からの通報

風水害対策編第2章第2節第2の9に準ずる。なお、「災害」については「地震」に読み替える。

第3～第9

風水害対策編第2章第2節第3～第9に準ずる。

第3節 相互応援協力・応援、派遣要請

風水害等対策編第2章第5節に準ずる。

第4節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第6節に準ずる。

第5節 避難対策

市、県、防災関係機関の連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第1 実施体制

風水害対策編第2章第7節第1に準ずる。

第2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定の内容

風水害対策編第2章第7節第2に準ずる。

なお、震災対策における避難の指示は、次のような場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

- ① 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
- ② ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
- ③ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。
- ④ 工作物等の倒壊の危険があるとき。
- ⑤ その他特に必要があると認められるとき。

第3～第10

風水害等対策編第2章第7節第3～第10に準ずる。

第11 県外避難者の受入れ

1 初動対応

市は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、栃木県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、市はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。市は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

市は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

- ① テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知
- ② 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理
- ③ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

- ④ 県外広域避難所に関する情報提供
 - ⑤ その他必要と認められる措置
- (5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

- ① 県営住宅、市営住宅
- ② ホテル、旅館等
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）
- ④ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

市及び県は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努める。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市及び県は、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第12～第13

風水害等対策編第2章第7節第12～第13に準ずる。

第6節 災害警備活動

風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第7節 救急・救助・消火活動

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第9節第1に準ずる。なお、「災害時」については「地震災害時」と読み替える。

1 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

① 火災が発生した家庭の措置

ア 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

イ 消防機関に通報する。

ウ 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

② 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関が到達したときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

(1) 防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 市、消防機関の活動

1 救急・救助活動

風水害等対策編第2章第9節第2の1に準ずる。なお、「消防職員、水防団員（消防団員）」は「消防機関（消防署、消防団）」に読み替える。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ① 延焼火災の状況
- ② 自主防災組織の活動状況
- ③ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ④ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消火活動を行う。

- ① 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- ② 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
- ③ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- ④ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- ⑤ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

第4～第9

風水害等対策編第2章第9節第3～第8に準ずる。

第8節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第9節に準ずる。

第9節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨等に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

風水害等対策編第2章第4節第1～第3に準ずる。

2 土砂災害の防止

風水害等対策編第2章第4節第4に準ずる。なお、「降雨等による」は「余震、降雨等による」に読み替える。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表基準

地震の影響により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と宇都宮地方気象台は栃木県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、地震時における暫定基準を適用する。

第2 建築物・構造物に係る二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

市及び県は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明に努める。

2 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

(1) 注意喚起の実施

市は、県が住民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し行う、石綿を含む粉じんのばく露防止についての注意喚起に協力する。

(2) 石綿露出状況の把握

市は、県の建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握のため、建築物等の倒壊・損壊の情報等を提供する。

(3) 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

県は、市、解体業者、建設・土木業者に対し、被災建築物等の解体・補修工事（以下「解体等工事」という。）開始前に説明会を開催するなどして、解体等工事における石綿飛散防止等について周知するよう努める。

(4) 解体等工事に関する協議・届出受理

県は、吹付け石綿、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材等（以下「特定建築材料」という。）が使用されている可能性のある建築物等が完全倒壊するなどして立入れず、目視による事前調査が不可能である場合は、当該解体等工事において注意解体の飛散防止措置等がとられるよう、解体等工事発注者と作業計画等について協議を行う。

(5) 解体等工事の情報の把握

県は、(2)及び(4)のほか、解体等工事の場所や当該工事の内容等の把握に努める。

(6) 解体工事等現場への立入検査等

県は、必要に応じて、倒壊・損壊した被災建築物等の所有者・管理者又は解体等工事受注者・施

工者に対して、これらの者が行う石綿飛散・ばく露防止措置についての指導を行うとともに、必要が認められる場合は当該解体工事現場への立入検査を実施する。

(7) 環境モニタリング

県は、石綿飛散によるばく露への懸念や等の観点から、必要に応じて大気中石綿濃度のモニタリングを実施する。

第10節 緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第11節に準ずる。

第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

風水害等対策編第2章第12節に準ずる。

第12節 農地・農林水産業用施設等対策

風水害等対策編第2章第13節に準ずる。

第13節 保健衛生活動

風水害等対策編第2章第14節に準ずる。

第14節 障害物等除去活動

風水害等対策編第2章第15節に準ずる。

第15節 廃棄物処理活動

風水害等対策編第2章第16節に準ずる

第16節 文教対策

風水害等対策編第2章第17節に準ずる

第17節 住宅応急対策

風水害等対策編第2章第18節に準ずる。

第18節 労務供給対策

風水害等対策編第2章第19節に準ずる。

第19節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第2章第20節に準ずる。

第20節 危険物施設等応急対策

風水害等対策編第2章第21節に準ずる。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

第21節 広報活動

風水害等対策編第2章第22節に準ずる。

第22節 自発的支援の受入

風水害等対策編第2章第23節に準ずる。

第23節 孤立集落応急対策

風水害等対策編第2章第24節に準ずる。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編第3章第1節に準ずる。

第2節 民生の安定化対策

風水害等対策編第3章第2節に準ずる。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第3章第3節に準ずる。